

令和4年度 三重県協同農業普及事業外部評価委員会 実施結果

三重県農林水産部担い手支援課

1 目的

協同農業普及事業（以下「普及事業」という）は、県民の立場に立って、県民の方々からの意見を反映したサービスを迅速・効率的に提供する活動が求められている。このため、県民の方々から幅広い視点で、普及事業に対する評価・意見・提言等を頂き、その結果を普及事業の実施に反映させることを目的とする。

2 評価対象

第1回では、令和4年度末に策定する次期普及活動基本計画（令和5年度から令和8年度）（以下、次期計画）について、基本項目、分野別計画の現状・めざす姿・具体的な活動内容・主要指標項目等の評価を実施した。

第2回では、現行普及活動基本計画（令和元年度から令和4年度）（以下、基本計画）について、活動内容、活動成果、今後の課題等の評価を実施した。

3 日程

第1回：令和4年7月11日（月）

第2回：令和5年2月9日（木）

4 内容

【第1回】

次期普及活動基本計画検討会

報告者：中央農業改良普及センター

【第2回】

普及活動基本計画検討会

報告者：中央農業改良普及センター

普及活動現地調査

報告者：中央農業改良普及センター

伊勢志摩地域農業改良普及センター

5 出席者

令和4年度三重県協同農業普及事業外部評価委員※

農林水産部担い手支援課

中央農業改良普及センター

※評価委員

区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	名古屋大学大学院 教授	徳田 博美	委員長
民間企業等	オフィス・アイ 代表	石川 明湖	
消費者	三重県生活協同組合連合会 理事	安村 富子	
先進的な農業者	三重県指導農業士連絡協議会	大野 博司	副委員長 ※第2回は都合により 欠席
若手農業者	三重県青年農業士連絡協議会	工藤 正明	
女性農業者	三重県農村女性アドバイザーネットワーク	伊藤 良子	
農業関係団体	三重県農業協同組合中央会 企画総務部長	東元 崇史	※第2回は課長代理 矢田氏が代理出席

令和4年度 三重県協同農業普及事業外部評価委員会

1. 次期普及活動基本計画について

令和5年度から令和8年度における農業改良普及センターの活動指針となる次期普及活動基本計画について説明を行い、下記の通り意見・評価をいただいた。

基本計画名	野菜産地の維持活性化
-------	------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- これまでの取組によって、鈴鹿地域におけるネギの産地化などの成果が上がっています。今後は面的に広がりを持って産地形成を進め、消費者の地産地消の要望に応えられる産地づくりを期待します。
- スマート農業技術の中には、高い資本力や技術力が必要なものもあり、新規就農者には導入が難しいものもあります。新規就農者に対しては、関係機関との十分な連携、研修体制の充実、地域での担い手条件に対応した技術体系を見定めることが大切です。また、離農に対して、新規就農者を受け入れるよりも後継ぎなどの経営継承に対する支援の強化が重要です。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- 消費者の地産地消の要望に応えられるよう、産地を維持・発展させるためには、新規生産者をはじめとする多様な生産者の確保が重要です。このため、研修受入農家の拡充や研修プログラム充実など、新規生産者がいち早く栽培技術を習得できるよう、産地と連携し、研修体制の充実を図ります。また、土地利用型農家や茶、花木農家等の複合経営品目としての野菜栽培への参入も支援します。さらに、十分な資本を持たない就農希望者が離農者からの施設を円滑に継承できるよう、市町等関係機関との連携により、生産者の営農継続意向の把握・共有にも取り組みます。
- スマート農業技術については、初期の導入コストがかかるため、補助事業等の活用を支援するとともに、導入された機器が有効に活用されるよう、研修会の開催などを通じた情報提供に取り組みます。
- 次の世代に経営が引き継がれるためには、安定した収益の確保が重要であることから、耐病性品種や高品質な品種などの積極的な導入、農作業の機械化の取組、施設野菜では、環境モニタリング環境制御技術の推進など、個々の経営に応じた支援により収益力の向上に取り組みます。

基本計画名	伊勢茶産地を次世代につなげる構造改革の推進
-------	-----------------------

1 評価委員会意見（評価できる点と改善すべき点）

- ・ 優良な茶園の継承を図るため、周辺地主・地権者などとの合意形成や農地バンクの活用などの取組を進めることが重要です。
- ・ 茶価格低迷などで厳しい状況の中で、目指すべき産地モデルを明確にし、高騰する資材価格を抑えるための共同購入、規模拡大によるコスト削減、経営の複合化などを図り、担い手が展望を持てるような経営の実現に努めることが求められます。
- ・ 茶の消費が低迷し、先細りとなっているため、茶の消費拡大に向けた取組が必要です。全国3位の生産量を誇ることから、今後はブランドを構築するため、関連企業との連携などで、茶の用途の多様化への対応による消費拡大を期待します。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ 優良茶園の継承に向け、他地域の優良事例も参考にしながら、園地の担い手への集約や耕作放棄の防止など、産地の特性に応じた土地利用調整の仕組みづくりを話し合える環境づくりを支援します。
- ・ 近年の急速な生産資材の高騰や労働力不足など、新たな問題に対応するためには、より一層、生産性の改善に取り組む必要があります。経営改善に向けた課題は担い手によって異なることから、担い手自身が強みを生かした取組を行えるよう、経営の複合化や販路開拓などの情報交換に加え、技術習得や経営改善に向け互いに研鑽しあえる場づくりを行うことにより、次代に向けた新たな展望を持つ人材の育成に努めます。
- ・ 茶の消費拡大について、県ではPRに向け、県内茶販売事業者とともに実需者を対象とした消費拡大プロジェクトに取り組んでいます。また、地域のイベントや食育活動等様々な機会を通じて、生産者自身でもPRを実践することで、消費の拡大につなげる必要があると考えます。そこで、引き続き、生産者団体や小売りに取り組む生産者が、多様な機会を通じて伊勢茶の魅力を発信できるよう支援します。

基本計画名	果樹産業の次代を切り拓く構造改革の推進
-------	---------------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 多くの果樹産地では、農家が減少し、荒廃果樹園が増加しています。今後、果樹産地でどのような構造改革を進め、どのような産地の姿を目指すのか、目指す方向を明確にすることが大切です。
- ・ 果樹は新規就農者の受け入れが難しく、経営継承への支援が求められます。その上で、果樹作における新規参入では、収益が上がるまでに一定程度の期間を要するため、長期的な需要も検討したうえで、新規作物を導入することが必要です。
- ・ 県内には、ナシやブドウ、柑橘類が豊富に生産されている印象がありますが、扱う量が限られていて利用できないことが多いため、地産地消に程遠いと感じます。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ これまでの4年間は産地とともに、生産者リスト、園地マップに基づく産地プロフィールを作成し、産地の将来像を検討してきました。その結果、多くの産地で今後も担い手の高齢化や減少に伴い、産地が弱体化することが明らかとなりました。そのため、少数精鋭で生産量を確保できる産地となるよう、生産者の経営基盤を強固にすることが最重要であると考えます。

そこで、次期普及計画では、新たな生産団地の造成や園地の作業性改善のための基盤整備、優良園地の担い手への集積、就農者をサポートする人材の育成、低樹高化や作業動線の単純化による生産性の向上など、生産者の経営基盤の強化に取り組みます。

- ・ 果樹では、園地や農業機械類など経営全体を継承する事例は少ないものの、園地のみを継承する事例はあり、今後も積極的に取り組むべき事例であると考えています。しかし、高い生産性を維持したままで果樹園を引継ぐためには、園地の管理に空白期間を生じさせないことが条件となるため、提供側から引受側への継承は困難な状況です。そのような中で、JA伊勢三重南紀オレンジアグリは、耕作できなくなった園地を借り受けて就農を目指す研修生とともに園地を管理し、研修終了後にのれん分けする仕組みを構築し、園地の継承実績を挙げています。

次期普及計画では、果樹園を円滑に継承できるよう、JA伊勢三重南紀オレンジアグリを取組をモデルとして、他産地でも園地継承の仕組みづくりに取り組みます。また、園地マップなどの情報を基に、関係機関が協力し園地の継承を計画的かつスムーズにマッチングできるような体制整備にも取り組みます。さらに、作物・品種の選定については、産地の情勢を踏まえ、例えば東紀州地域では「みえ紀南1号」など、安定した収益が見込めるものを推奨することとし、新規就農者の経営が早期に安定できるよう支援します。

- ・ 県内での消費機会が増えない要因としては、県内産のナシやブドウは主に直売が主体であること、東紀州産の「みえ紀南1号」や玉城町産の「次郎柿」などは、従来から県外の主要市場で優位性を発揮し高単価を得ていること、さらに、県産果樹の多くは元々の生産量が少ない、あるいは販売期間が極めて短いことが挙げられます。

県産果樹の認知を高め、地元での消費が拡大するよう、県も参画する園芸振興協議会では、令和3年から開催している「三重県なし品評会」のように、県産品を消費者にアピールする機会を設けています。次期普及活動計画では、現在、構造改革に取り組んでいる産地にも、産地からの情報発信に取り組むよう働きかけます。

基本計画名	消費を意識した花き花木産地の改革推進
-------	--------------------

1 評価委員会意見（評価できる点と改善すべき点）

- ・ 展示会への出店など消費者動向を加味した活動は非常に評価できます。消費者などの認知度の向上を目指す上では、ターゲットとする消費者を明確にすることも大切であり、県内の消費者がターゲットなのか、県外の具体的な地域をターゲットとするのか、明確にして取り組む必要があります。
- ・ 日常に少し緑や切り花があると癒されます。高価な花である必要はありませんが、概して、日本は外国と比べて花は高価なように思います。
- ・ 物流問題は、農産物全体の問題となるので、花き花木のみで考えるのではなく、全体の問題としても取り扱うべきだと考えます。流通チャネルによって、物流も変わってくるため、どのような流通チャネルを選択するのか、販売戦略も合わせて検討する必要があります。
- ・ 県内産の花き花木がより利用されるような仕組みやPRのための販売イベントを一層進めていただきたい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ 花き花木の認知度を高めるための次期普及活動計画におけるターゲットとして、植木では、現在の認知状況が低いことから、卸売市場関係者及び買参人を対象とし、生産者による展示会の取組を支援します。また、バラを中心とした切花では、市場関係者には高品質な産地として認知されていますが、実需者である県民への認知度が低いことから、特にバラの産地である伊勢市民を対象に、生産者・市・JA・生花店等と協働し、地域のイベント等での情報発信や花育・緑育活動を通じたPRに取り組みます。
- ・ 花きの物流問題を解決するためには、効率的な輸送体制を構築することが重要です。しかし、体制の変更は生産者側への負担も大きいため、生産者と運送業者の双方が納得する形への変更が課題です。また、輸送体制を構築していく上では、今後値上げが見込まれる運送費を確保できるよう、生産者の収益力を高めることも必要であることから、物流対策とともに販売戦略についても検討します。なお、物流問題については農産物全体の問題ですが、まずは差し迫った問題となっている花き産地における課題解決に優先して取り組めます。
- ・ 県民の方々が、より身近に花を楽しんでもらえるよう、小学校等での花育体験や地域でのイベントを通じて、気軽に花を楽しむ提案を行うとともに、生産者によるインターネットを活用した県産花きの情報発信が活発に行われるよう取り組めます。

基本計画名	肉用牛経営安定のための和牛子牛生産拡大
-------	---------------------

1 評価委員会意見（評価できる点と改善すべき点）

- ・ 子牛の価格は高騰しており、肥育牛農家は、非常に厳しい状況となっています。特に松阪牛は令和2年、3年と2年連続で共進会も中止になっており、売上も確保できない中でコスト急騰は経営継続にも危機が及んでいます。
- ・ 三重県のブランド牛である松阪牛や伊賀牛は未経産の雌牛のみであるため、雄牛が生まれた場合は、その牛をどのように販売していくのか、松阪牛や伊賀牛のようなブランド化を進めて、高額で販売するためにはどうしたらよいかまで、検討する必要があります。
- ・ 県内での素牛の供給体制を構築するためには、ある程度の期間を要すると考えられます。次期計画期間（4年）での達成は難しいと考えられるため、長期的な視野から次期計画において達成する目標を定めることが大切です。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ 競りが行われる「松阪肉牛共進会本選会」への出品を見込んで高額な肥育素牛を導入して飼養管理されてきた農家は、「共進会」の中止により、出品を見込んでいた牛が販売できなくなるなど、この2年間は厳しい状況となりました。一方、本選に出品できるのは一農家最大でも2頭までで、それ以外の牛は共進会に関係なく松阪牛として出荷販売され、その単価も2年前より回復傾向にあります。また、相場の下落時には国の価格補填制度も発動されました。

生産費のほとんどを肥育素牛導入費と飼料費が占める肉牛肥育経営において、これら経費の高騰は経営存続の脅威であることから、次期計画では、県内産肥育素牛の増産に取り組むこととしています。また、別計画「みどりの食料システム戦略・SDGsへの対応」において、飼料費低減に向け、飼料作物や食品循環資源利用飼料（エコフィード）等、自給飼料の利用拡大に取り組みます。

- ・ 雄牛（去勢）は、松阪牛や伊賀牛の定義から外れますが、雌牛より増体が良く肥育効率が高いため、出荷時の枝肉重量が重く、結果的にブランド雌牛と遜色ない販売額が得られています。また、松阪牛、伊賀牛以外では全農みえが雄牛も含め「みえ黒毛和牛」、「鈴鹿山麓和牛」の銘柄で販売しています。そのため、雄牛については新たなブランド化を進めるのではなく、その特性を活かした適切な肥育管理が重要であることから、そのための技術支援や経営支援に取り組みます。なお、畜産は個別経営体への支援が普及活動の多くを占めることから、肉牛肥育技術支援や経営支援については次期計画ではなく、個別経営体支援活動計画の中で農家や部会等を対象に取り組みます。
- ・ 県では、令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）を計画期間とした「三重県酪農・肉用牛生産近代化計画（以下「酪肉近計画」と称す）」を策定しており、当該計画の中で繁殖肥育一貫経営への移行や繁殖雌牛の増頭等、和牛繁殖拡大に取り組むとしています。

次期普及活動計画では、「酪肉近計画」の目標を長期目標と捉え、計画期間中に繁殖雌牛の飼養・繁殖成績および子牛の哺育・育成技術改善、新規繁殖農家に対する重点支援、地域内肥育一貫体制の構築支援等に取り組み、和牛子牛生産頭数の拡大を目指します。

基本計画名	水田を生産基盤とする自給飼料の生産利用拡大
-------	-----------------------

1 評価委員会意見（評価できる点と改善すべき点）

- ・ 水田における飼料生産は、飼料米、飼料稲の生産拡大など、一定の成果がみられます。これまでの取組の成果とさらに拡大する上での課題を明確にし、取り組むことが重要です。
- ・ 飼料作物は酪農や肉牛繁殖への供給が中心であったとのことですが、豚や鶏などの肥育には適していないのでしょうか。もし、適しているとしたらなぜこれまで活用されなかったのでしょうか。
- ・ 水田から出た稲 WCS を牛が食べ、その糞尿をたい肥として水田へ還元するといった流れの確立により、畜産・水田共に安定した経営につながると考えられます。流れの確立に向けた支援も必要です。
- ・ 飼料用米の稲わら利用の推進をお願いします。
- ・ 東北地方では、かなりの面積の飼料用トウモロコシを生産していますが、県内での生産状況はどのようになっているのでしょうか。早急に取り組む必要があると考えます。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ 「粗飼料」である稲 WCS や牧草等の飼料作物は、穀類等の濃厚飼料しか摂取しない豚や鶏では利用できないことから、利用対象畜種が牛に限られます。さらに肉質（特に脂肪質）に悪影響を与えるビタミン A 含量が高いため、肉質を重視する和牛肥育牛では利用量が制限されます。そのため、これまでは酪農と肉牛繁殖での利用が中心でした。しかし、次期普及活動計画では、新たな技術開発により和牛肥育牛での利用拡大にも取り組むとともに、飼料安全保障の観点からも、価格が安定し耕種農家からの供給余力も大きい、国内で生産される飼料用米等の穀類について、豚、鶏も含めた全畜種での利用を推進します。
- ・ 三重県は耕地面積の 8 割近くを水田が占めることや、畜産農家の労働力不足、輸入飼料価格の高騰・高止まり、米価低迷等の情勢から、稲わらも含めた水田での飼料生産利用と堆肥還元を基軸とした耕畜連携が不可欠です。耕畜連携に対する支援はこれまでも行ってきましたが、引き続き次期普及活動計画でも耕畜連携の強化に向けた支援に取り組めます。
- ・ 東北や北海道では国産濃厚飼料として子実用トウモロコシの生産・利用が増加していますが、登録農薬がないことから病虫害防除が実施できず、カビ毒の発生による家畜への被害等が懸念されます。三重県は高湿多雨地域で北海道や東北とは気象条件が異なり、カビ毒を産生する病虫害が発生しやすい状況にあります。飼料安全保障上、本県における子実用トウモロコシの生産・利用は必要であることから、関係機関と連携のうえ、慎重に取り組めます。

基本計画名	水田農業の持続・発展のための基盤強化
-------	--------------------

1 評価委員会意見（評価できる点と改善すべき点）

- ・ 水田農業では、水田での高収益作物の導入や耕畜連携による飼料自給率の向上など、他の農業部門と連携した総合的な農業生産力向上の要となっており、他の計画との連携が特に重要です。
- ・ 農家カルテについて有効に活用できていることを評価します。
- ・ 高収益となる1等米比率の向上に連携し取り組んでいます。全国よりもかなり低く、新品種への切り替えを急ぐ必要があります。
- ・ 伊賀米に続く高品質なブランド米の推進をお願いします。
- ・ 集落営農も人数が減少すると活動が難しくなるため、機械化、スマート農業を導入して効率を上げることが求められます。
- ・ 水田農業は主食の生産にとどまらず、豊かな自然環境に欠かせない日本の財産です。大規模な担い手の育成に加え、小規模な担い手への支援も必要です。

2 今後の対応及び普及活動計画への反映

- ・ 次期計画では、高収益作物の導入や耕畜連携の提案・実践を、また、WCS部会等を対象とした普及活動についても計画しています。
また、露地野菜産地の維持活性化や耕畜連携の強化、堆肥利用については、水田担当、野菜担当、畜産担当等と連携して取り組むことを計画しています。
- ・ 個々の農家の現状を分析し作成した農家カルテは、農家毎の課題解決に有効であったことから、次期普及活動計画においても、農家カルテを活用した課題解決に関する提案・実践支援を継続します。
- ・ 一等米比率が低い要因は、夏期の高温による白未熟粒の発生が主な要因であることから、高温登熟性に優れる「三重23号」や「なついろ」、「みのりの郷」などの県育成品種を中心に作付けを推進しています。次期普及活動計画においても、引き続き、よりスピード感を持って高温登熟性に優れる品種の作付けを推進します。
- ・ 一等米比率の向上を図るため、県育成の高品質品種である「三重23号」を用いたブランド米「結びの神」を実需と連携し推進しています。高品質なブランド米の推進を含めた新品種の普及については、次期計画の中での提案、実践として取り組みます。
- ・ 集落営農組織に対しては、農家（組織）カルテを通じて、スマート農業技術の実装も含めた個々の組織の状況に応じた技術の導入を進めており、次期普及活動計画においてもこの取り組みを継続します。
- ・ 水田農業システム化の中では多様な担い手のひとつとして小規模な担い手である家族農業が営農を持続できるよう支援しています。また、家族農業は生産者部会等の構成員、特に、種子産地の構成員として重要な役割を担っているため、営農継続に向けた支援に取り組みます。さらに、集落営農組織や小規模な担い手の営農が継続できるよう、次期計画の中でスマート農業技術の実装等の提案を行うとともに、横展開を意識して、担い手が不足している地域における家族農業など多様な人材の参画による持続可能な仕組みづくりができるよう、事例の積み上げを行います。

基本計画名	新規就農者の経営安定
-------	------------

1 評価委員会意見（評価できる点と改善すべき点）

- ・ 新規就農者には多様な形態、ルートがあります。新規就農者の支援は、それぞれの形態、ルートに対応した取組が重要です。
- ・ 外部からの新規就農者に非常に閉鎖的であるというニュースを見ました。外国にルーツを持つ方でしたが、一人理解を示してくれた方によって、道が開けたという話でした。閉鎖的な農地法の問題もあると思いますが、個人の努力以外の、支援体制を充実も必要です。
- ・ 新規就農者の目標設定では、短期及び中期計画を作って支援していく必要があります。特に単年度ごとの成果目標である重点支援対象者についての達成率は事業者のモチベーションアップにもつながり有効です。
- ・ 新規就農者が10年、20年後に営農を続けているのか、また営農継続出来なかった理由等を調べ、原因をなくさなければなりません。現在は、「新規就農しました」で終わっています。
- ・ 一人ではなかなか進まない作業も二人であれば効率的に進められるため、伴侶を見つける場づくりも必要であると考えます。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ これまでの普及活動の結果、各地域で、市町やJA、農業者等と連携した就農支援体制を構築することができました。
- ・ 新規就農希望者については、相談段階で希望を十分に聞き取り、関係する情報を提供し、自身の就農についての十分な検討と進路決定を支援します。また、就農決意後は、多様な就農形態とルートに応じて、研修への参加・就農に向けた準備など、各自の目標達成に向けて、関係機関とともに支援を継続していきます。
- ・ 産地や農村を維持していく人材の確保は重要な課題です。新規就農者が周囲の協力を得るためには、地域農業の一員として信頼されることが必須です。そのために、関係機関と連携して地域で新規参入者を受入・支援する意識の醸成を働きかけるとともに、地域の農業者への新規就農者の紹介、農業者組織活動への参加の呼びかけ等により、新規就農者が地域に馴染み、協力を得られるように支援を継続していきます。
- ・ 現普及活動計画における重点支援対象者の成果目標の達成率については、有効と評価していただいているため、次期普及活動計画では、年度目標を新規就農者の課題に合わせた設定とし、対象者の経営継続と就農5年後における経営目標の達成につなげていきます。
- ・ 地域の農業者組織や青少年クラブなどの組織活動や農業関係者の交流の場への参加を促し、そこでの交流活動が、経営発展に向けた経営パートナーの獲得につながればと考えています。

基本計画名	担い手の経営目標の実現
-------	-------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 6次産業化の推進では、個別経営体での事業の多角化とともに、それが地域への波及効果を発揮し、地域活性化につながるような視点も求められます。
- ・ 担い手の経営目標は、これまでは収益性など短期的な経済視点でとらえられることが多かったように思いますが、現在は、環境や地域貢献など、より広い視点（いわゆるESG投資につながる視点）からとらえていくことが求められてきます。
- ・ 現在、6次産業化の支援は、経営改善戦略を作成し、短期目標、中期目標を立て、実績チェックを行い、課題や改善策を模索し、次期につなげています。このシステムの活用を検討していただきたい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ 次期普及活動計画では、農業経営者それぞれが経営のめざす姿や方向性を明確化できるよう支援するとともに、6次産業化やGAP、その他経営改善の手法を駆使して、めざす姿を実現できるよう取り組みます。
- ・ 農業経営者がめざす姿を明確化する過程で、収益性の改善や経営の持続性に加え、地域の農産物や人材などの資源活用による地域活性化、環境や地域貢献など、より広い視点を持つよう働きかけます。
- ・ めざす姿を長期目標、経営改善戦略や6次化等の実践を中期目標、単年度の実績や残された課題の整理と次年度目標の設定を短期目標とし、毎年のステップアップの積み重ねによる長期目標の実現に取り組みます。

基本計画名	農業被害軽減に向けた効果的な獣害対策の推進
-------	-----------------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 獣害対策では、防止柵などで獣害を防ぐだけでなく、地域を活性化し、獣が近づきにくくすることが根本的な対策になります。獣害を抑制する中で、どのような地域社会、農業を形成していくのが大切です。
- ・ 獣害対策について、自治会等との連携はとても重要であると考えます。地域が一体となって進めていくことで、より効果が出ることから、獣肉を活用した地域活性化なども含めて検討していただきたい（例：度会町の鹿肉コロッケ）。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ 次期普及計画では、獣害対策5か条を継続して推進するとともに、耕作可能となった農地を活用する営農体制の整備や特産品づくりなど、地域一体で獣害対策後の集落のめざす姿を検討し、実現できるよう支援します。
- ・ 地域一体となった取組が、獣害対策や地域農業の継続、特産品づくりなどの地域活性化につながると考えています。これまでの取組により、獣害対策を機に新たな栽培品目の導入や、獣害の減少により栽培可能となった農産物の直売等に取り組む集落も出てきていることから、市町、JA等関係機関との連携を密にとりながら、獣害対策を含めた地域活性化に取り組む集落等の育成を進めます。

基本計画名	みどりの食料システム戦略・SDGs への対応
-------	------------------------

1 評価委員会意見（評価できる点と改善すべき点）

- ・ 地球温暖化対策などの環境対策は、農業においても必須の課題となっています。従来は、安全・安心のアピールによるマーケティング戦略の一環としてとらえられていることもありますが、現状では、一部の生産者のみでなく、すべての生産者が遵守すべき課題として取り組むことが求められています。
- ・ みどりの食料システムは、燃料、肥料、飼料、資材の高騰により、早く進める必要があります。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

- ・ 環境への影響を抑え、また社会情勢に対応した持続的な農業、畜産を進めるため、引き続き IPM や土づくり、自給飼料の利用拡大、畜産環境保全やアニマルウェルフェアの推進に取り組めます。また、「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づいた「土づくり、化学肥料、化学農薬の適正使用の取組を一体的に行う事業活動」の推進を盛り込んだ市町による基本計画作成を支援するとともに、すべての生産者が環境負荷低減につながる活動ができるよう支援します。
- ・ 肥料や飼料等の資材価格高騰は、農業、畜産経営にとっては重大な問題であることから、資材投入量削減技術や飼料作物・食品循環資源利用飼料（エコフィード）利用技術の開発・普及を推進する機会ととらえ、スピード感を持って取り組みます。

2. 普及活動基本計画について 評価

令和元年度から令和4年度における普及活動基本計画の実績及び次期普及活動計画について説明を行い、下記の通り意見・評価をいただいた。

基本計画名	(1) 水田農業担い手の経営基盤強化と産地の強化
-------	--------------------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- 大豆、小麦の生産振興では、実需者や関係機関などと協議を行い、中長期的な視野からの生産計画を定性的・定量的に策定する必要があります。
- 人手不足解消にもなるスマート農業技術の導入は必要で、大いに進めていくべきですが、巨額な設備投資が必要となります。米価下落、資材・エネルギー価格高騰の中で、中・小規模の農家にも経営が安定するような取組が重要です。
- 結びの神について、伊賀米と同様、ブランド米に向けた取組を評価します。
- 多数の農家がカルテを作成しているため、規模別、地域別、就農年数別などで類型化を図ることで、様々な角度での課題抽出に役立つと思われます。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(実需者や関係機関との協議、中長期的な視野からの生産計画策定)

- 大豆・小麦の生産振興方針については、実需者・関係機関からなる「麦作振興対策会議」及び「三重県産大豆振興対策会議」で定期的に検討を進めているところです。現在は、収量向上など短期的な課題解決に取り組んでいますが、今後は需要拡大といった中長期的な視点も取り入れた振興方針を検討していきます。

(スマート農業技術、中・小規模農家の経営安定に寄与)

- スマート技術の導入については、経営体の状況に合わせた提案を行っていきます。特に中・小規模の農家については、低コストで省力生産できるよう、ドローンなどの農業機械のシェアリングに取り組めます。加えて、地域の堆肥活用による資材費低減も進めます。

(結びの神)

- 結びの神については、品質・価格が維持できるよう、引き続き、実需者や関係機関と連携し、需要に応じた生産に取り組めます。

(農家カルテの活用)

- 農家カルテについては、個々の農家の経営分析だけではなく、規模や就農年数別で類型化し経営モデルを作成する、地域や県域の課題を抽出し解決に取り組むなど、多様な視点で活用していきます。

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 三重県の農地集積は大幅に進展しており、成果が上がっています。その成果を踏まえて、今後に取り組むべき課題、戦略を検討することが期待されます。
- ・ 集落営農組織が出来たことによって担い手の規模拡大が難しくなっている地域のことも考慮いただきたい。
- ・ 担い手への多様な支援と獣害対策、棚田の景観を生かした取組は評価できます。
- ・ 生産側のシステム化も大切ですが、消費者の意識を変えていくことも大切だと思います。国産が見直されている今、国産小麦、大豆や米の新しい使い方等を提案していただきたい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(今後に取り組むべき課題・戦略)

- ・ 担い手等への農地集積は進みましたが、経営規模の拡大に伴う人材確保、ベストミックス実現に向けた技術や品目の導入、スマート農業の実装など、水田農業にかかる課題は多様化していることから、次期普及活動計画では、引き続き、多様な課題やその解決策を担い手ごとに「農家カルテ」として整理し、支援対象と共有するとともに、関係機関一体となって課題の解決に取り組めます。

(担い手の規模拡大阻害要因を考慮)

- ・ 県内では、「担い手型」と呼ぶ「担い手の規模拡大」を推進する集落営農組織が半数以上を占めていることから、担い手の経営規模拡大の障害となる組織は少ないと考えていますが、意欲ある担い手が営農を継続できる環境づくりは非常に重要と考えていることから、集落営農組織と担い手が共存できるよう、取り組んでいきます。
- ・ また、集落在住農業者の多くが農作業や経営者となっている「集落ぐるみ型」と呼ばれる集落営農組織の中には、高齢化によるオペレーターや役員の不足、米価下落や資材高騰による経営の悪化により継続が危惧されている組織もあり、これらの組織では、「集落ぐるみ型」から「担い手型」への移行も検討されています。

(担い手への多様な支援)

- ・ 担い手については、引き続き、個々の課題などを整理した「農家カルテ」を活用し、経営の維持・発展に取り組めます。また、集落営農組織については、景観などの集落が持つ資産の活用や、スマート農業技術を用いた省力化などにより、組織の継続・発展を支援していきます。

(国産小麦、大豆や米の新しい使い方)

- ・ 小麦については、実需者・関係機関と構成する「麦作振興対策会議」、大豆については、実需者・関係機関と構成する「三重県産大豆振興対策会議」において、研究機関や企業による商品の研究・開発状況や、新規需要に関する情報を交換しています。また、米については、令和5年度から、県が関係機関と連携し、「三重の水田農業を守る米粉生産拡大推進事業」を活用して、米粉用品種の栽培適性や小麦粉(用)代替適性の検討などを実施することとしています。今後も、関係機関と連携し、事業等も活用しながら小麦や大豆、米の生産振興に取り組んでいきます。

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 積極的な支援を行ったところでは、面積の拡大や新たな担い手の確保などの成果が上がっています。しかし、県全体としては必ずしも野菜生産は維持・拡大とはなっていないようにみえます。重点的な支援とともに、県全体としての底上げにも配慮することも大切です。
- ・ 青果物は県内産地にこだわる方が多いため、産地規模の確保に向けての施策を推進する必要があります。
- ・ 野菜における指標項目のうち、トマト及びナバナの「新販売流通の転換面積」とは具体的にどのような内容であるのか、具体的な(分かりやすい)表現に変更した方がよい。
- ・ 水田と同様に農家カルテの活用方法について類型化し、特徴や課題を抽出することも重要です。
- ・ 各地域の風土や気候にあった品種・品目の検討も必要です。
- ・ J A等が安定した販売をしてもらえると生産者は栽培に専念できるので、安定販売できる先を確保することも必要です。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(県全体としての底上げ)

- ・ 県内の野菜産地では生産者の高齢化が進展していることから、現在の産地規模を維持していくために出荷規格の見直しによる農作業の軽減、労力が必要な調整作業を作業余力がある農家へ委託するなど、生産者ができるだけ長い期間、営農を継続できるよう取組を進めます。

(産地規模の確保)

- ・ 産地の規模を維持するためには、収益の確保が重要と考えています。そこで、土壌診断に基づく施肥管理や病害虫防除の徹底など基本技術の励行、環境モニタリング機器や総合的な防除体系(I P M技術)の導入による収量・品質の向上、苗の定植機や乗用管理機などの導入による作業の省力化などに取り組みます。
また、産地による就農希望者受入体制の拡充など、生産者の確保にも取り組みます。

(「新販売流通の転換面積」の内容とは)

- ・ 「新販売流通の転換面積」とは、トマトについては、「GAP手法を取り入れた生産、外食大手向けの販売」を想定し、ナバナについては、「出荷作業軽減のための「小袋詰出荷」から「バラ出荷」への転換」を目指しています。なお、県内で栽培されている品目ごとに販売や流通の改善方法は異なることから、それらを総称して「新販売流通の転換面積」としました。

(カルテの活用)

- ・ 「農家カルテ」については、個々の農家の経営分析だけでなく、規模や就農年数別で類型化し経営モデルを作成する、地域や県域の課題を抽出し解決に取り組むなど、多様な視点で活用していきます。 ※ 水田と共通

(各地域の風土や気候にあった品種・品目)

- ・ 県北勢部は黒ぼく土壌が多いことから、黒ぼく土壌での栽培が適する「サトイモ」産地を再興するなど、地域の気候・土壌にあった栽培品目を検討します。

(安定販売先の確保)

- ・ 卸売市場も重要な販売先ですが、業務用野菜などについては、実需者と直接契約し販売する事例も増えています。今後とも関係機関と協力し、安定的な出荷先の確保に取り組めます。

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 野生鳥獣による被害は、いわゆる食害だけでなく、最近では伝染病の媒介も大きな問題となっています。この点も合わせた総合的な鳥獣害対策が必要ではないでしょうか。
- ・ 残された課題も明確で、農家だけの問題ではありません。二億円程度の被害がでているため、地域住民の協力と技術力の投入のさらなる推進に期待します。
- ・ 獣害対策のみではなく、地域活性化につなげる要素として検討することを期待します。
- ・ シカやイノシシ以外の獣害、鳥害など新たな動物への対策も必要です。
- ・ 土地開発によって野生鳥獣の行き場がなくなることも関係するため、自然を残す方向性や人間のための開発を止める事も大事です。
- ・ 被害を受けてからの対策しか出来ていないので個体、群れの観測などで被害の予測は出来ないでしょうか。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(総合的な超獣害対策)

- ・ 県では、豚熱対策として、野生動物の接近を防ぐために豚舎周辺の雑木林の伐採や緩衝帯の整備、猟友会との連携による豚舎周辺のイノシシ捕獲に取り組んでいます。野生鳥獣の畜舎への接近を防ぐことは、家畜伝染病や農作物の食害を防ぐとともに、獣の住環境への接近抑止にもつながることから、引き続き、これらの取組や獣害対策5箇条に基づく対策を推進します。

(地域住民の協力と技術力の投入)

- ・ 獣害対策用柵の維持など、高齢化などにより、農業者だけでは対策の継続が難しくなっている集落もあること、獣害は耕作者だけでなく地域全体の問題でもあることから、集落内の多くの住民が関わる仕組みづくりや隣接集落との連携を推進します。また、被害の軽減に加え、対策にかかる労力軽減も重要と考えていることから、獣害対策用柵の維持がしやすいよう、柵の下部に草高が低い野芝を張るなど、新たな技術の普及にも取り組みます。

(地域活性化につなげる要素として検討)

- ・ 獣害対策のみが目的ではなく、対策を通じて地域農業の安定化や農業を起点とした地域活性化を行うことも目的と考えています。このため、獣害対策の実施によって被害軽減に成功した集落については、状況に応じた新たな取組が始められるよう支援しています。例えば、いなべ市坂本地区では被害軽減をきっかけに、有志により地区内で栽培された野菜の直売が行われるようになりました。引き続き、このような地域を活性化できる取組が広がるよう獣害対策を推進します。

(新たな動物への対策)

- ・ シカ・イノシシ・サル以外では、果樹産地のカラスや平坦地の稲麦におけるサギ、カモなどによる被害、野菜産地のアライグマ・ハクビシンなど中型獣による被害が問題となっています。獣種により対策も異なることから、市町等関係機関と連携し、被害を受けた集落や生産部会における研修会などで、獣種に応じた具体的対策を提案しています。

(自然を残す方向性や人間のための開発をやめる事も大事)

- ・ 開発による環境変化も集落や農地に獣が出没する原因の一つと言われていますが、集落や農地で獣が嫌がる環境を整備し、人と獣の棲み分けを図ることが重要と考えていますので、引き続き、獣害対策5ヶ条(エサ場をなくす、隠れ場所をなくす、正しく囲う、追い払う、適切に捕獲する)に取り組む集落づくりに取り組みます。

(被害の予測)

- ・ 被害発生前に補助事業を活用し侵入防止柵を設置することは困難ですが、被害の未然防止のため、エサ場をなくすなど、集落として出来る対策から取り組んでもらうよう働きかけています。また、大型獣については近隣地区への出没状況等からある程度の被害予測は可能と思われます。特に市町が遊動域調査を実施しているサル群れは、行動範囲がわかっているので、市町等関係機関と連携し、行動範囲に隣接する集落への出没の可能性などについて、情報共有・発信を進めていきます。

基本計画名	(5) 次代を担う新規就農者の育成
-------	-------------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 新規就農者は、農業部門によって就農形態やその後の経営発展、キャリアパスには違いがあります。個々の農業部門に応じた支援が重要です。
- ・ 新規就農者の所得の安定が一番大切で、目標達成率58%は厳しいのでしょうか。意外に頑張っているようにも思います。
- ・ 新規農業者支援策がホームページで丁寧に提供されているのは良い。
- ・ 項目名「新規就農者の経営安定」を「新規就農者の確保と経営安定」へ変更できないのでしょうか。これまでもJA等と連携し、就農相談会等を開催してきましたが、現場では「経営安定」はもちろんです、そもそもの「就農者の確保」対策に苦慮しています。
- ・ 適期に仕事ができているかが重要とありますが、適期に仕事ができない理由は何でしょうか。人材不足なのでしょうか、技術力の不足なのでしょうか。
- ・ 後継者のいない農家へ事業継承してもらえるような新規就農者とのマッチングも必要です。
- ・ 外部からの新しい人材だけでなく親元就農も含めた支援及び意識改革をしてほしい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(個々の農業部門に応じた支援)

- ・ 新規就農者への支援については、圃場巡回や聞き取り等で状況を確認し、本人とともに課題とその解決策を検討し、個々の課題解決と目標達成ができるよう、技術・経営の両面から助言・指導を行います。また、地域に定着できるよう、新規就農者同士や先輩農業者などとの交流促進にも取り組みます。

(所得の安定)

- ・ 経験の少ない新規就農者が自らの経営計画どおりに作業や販売を行うことは難しく、所得目標の達成については、個人差が大きい状況にあります。新規就農者が定着するには、できるだけ早期に所得を確保し、経営の安定を図ることが重要です。そのため、引き続き、各自の所得目標の達成に向けて、圃場巡回や面談による状況確認と改善に向け、技術・経営両面についてきめ細く指導していきます。

(ホームページにおける情報提供)

- ・ 農林水産省のホームページでは、就農準備資金・経営開始資金の活用者が紹介されており、ホームページで紹介されることが、活用者の自信にもつながっていますので、引き続き、このホームページなどに掲載を行い、新規就農者の早期経営安定・発展に向け取り組んでいきます。

(「新規就農者の確保と経営安定」への変更)

- ・ 計画名の変更は予定していませんが、「新規就農者の確保」は「新規就農者育成」と並ぶ大きな課題と考え、従来から取り組んでいます。引き続き、就農希望者が円滑に就農できるよう、市町・JA等関係機関と連携し、就農希望者への相談対応、研修先の紹介、農地の確保や施設等の整備支援など、希望者の受入体制の充実に取り組みます。

(適期に仕事できない理由)

- ・ 新規就農者が適期に仕事ができない主な理由は、人材（労働力）・技術力・経験不足と考えています。このことから、定期的な巡回や面談による農作物等の栽培や経営状況の確認、確認結果に基づく技術・管理両面に対する助言・指導などにより、新規就農者の経営が早期に安定し、経営目標が達成できるよう支援します。

(新規就農者の問題事例)

- ・ 労働力や作業スピードの不足により、一日の収穫・出荷量が制限される。
- ・ 作物の病気に気づかず、適期防除ができない。
- ・ 想定の時間で作業が終わらず、作業日程が遅れ、適期作業ができない。

(後継者不在農家の事業継承)

- ・ 今後、高齢農業者の廃業が増加すると考えられることから、産地の維持・拡大の観点からも、後継者不在の高齢農業者と新規就農希望者双方の意向を確認したうえで、第三者継承に向けたマッチングなどを進めていきます。

(親元就農への支援・意識改革)

- ・ 親元就農者が地域を担う経営者として育つよう、家族内での技術の継承や共同経営者として能力が発揮できる環境整備、農村青少年クラブや生産部会活動等への参加誘導に取り組みます。また、親世代からの経営継承が円滑に進むよう、中長期的な視点に立った継承計画策定促進にも取り組みます。

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 6次作業化は個々の経営の発展のみでなく、地域の発展、活性化にもつながることが大切です。
- ・ 農産品のブランド化、取り扱い店を増やすためのさらなる情報発信が必要です。これまでの消費者への情報発信は控えめです。
- ・ 6次産業化は経営戦略の1つであり、経営全体のコスト削減や経営の安定化、売上、利益の向上につながることを期待されます。経営改善戦略の見直しを図り、次年度何を行っていくかについて検討するようなPDCAサイクルを回しながらの伴走支援が必要です。
- ・ 地域資源を活用した地域の特産品が出来るとよい。
- ・ 6次産業化を自ら行う時は人材不足、時間不足、委託する時はコストや委託先などの問題があります。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(地域の発展、活性化)

- ・ 農業経営者等が商品開発や販路拡大を考える際には、他の生産者や異業者との連携・協力による生産物の高付加価値化や地域資源の活用を促進し、地域の活性化につなげます。

(農産品のブランド化などの情報発信)

- ・ SNSなどを活用して、生産者から直接消費者へ情報を発信することがますます重要になると考えていることから、生産者が自ら情報発信し、販売の向上につながるよう、SNSなどの活用研修会を計画しています。一方、店頭などで商品の魅力を伝えることもこれまで同様必要なことから、引き続き、商品の魅力を高めることや店頭における商品の展示方法・魅力的なポップづくりなどについての研修も実施します。

(PDCAサイクルを回しながらの伴走支援)

- ・ 個々の経営体の経営目標や課題を明確化するとともに、経営目標達成のための短期目標の設定・実践・改善を支援することにより、経営体の確実なステップアップに取り組みます。

(地域資源を活用した地域の特産品)

- ・ 農業経営者等が多様な主体と連携し、農山漁村の資源を活用した新事業創出を支援します。なお、新事業創出にあたっては、商品開発、ブランディング、連携事業者とのマッチングなど、それぞれの課題解決に適した専門家を活用します。

(6次化に取り組む際の問題点)

- ・ 中小企業診断士や食品関連事業者等の専門家、農山漁村発イノベーションサポートセンター等の関係機関と連携し、6次産業化に必要な農産物・人・機材・資金等を総合的に検討し、適切な事業計画の作成・実践を支援します。

基本計画名	(7) 農業の未来を切り拓いていく農業経営体の育成
-------	---------------------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 導入を支援したGAP、スマート農業、法人化などについて、それぞれ実態は様々であり、その導入が経営改善につながったか否かは、その内容が経営体の実態に即した内容であったかどうかが大きく影響しています。経営手法ごとの評価だけでなく、個々の経営体が取り組んだ内容まで立ち入った検討・評価が重要です。
- ・ これからの農業経営では、様々な経緯、動機から農業に取り組むようになり、経営理念・目標も多様化してくると考えられます。まずは、個々の経営の理念・目標を理解することが重要です。
- ・ GAP認証は、今後輸出を考えている農業者には必須です。特にアメリカでは加工品においてその原材料がGAP認証農場で栽培されていることが必須となっています。
- ・ 法人化は、どのタイミングで行うのが最適なのか、事業規模及び所得から検討することが必要であり、決算書情報も重要ポイントとなります。
- ・ 法人化が経営改善に効果的という感覚が分かりにくいので分かりやすくしてほしい。また、事務作業も増えてきているので軽減してほしい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(経営体の取組内容に立ち入った検討・評価)

- ・ 経営改善を図るには、当該経営体の「真の課題(ニーズ)」を把握し、最も適した課題解決方法を提案するとともに、その実践を伴走支援することが必要と考えています。このため、支援対象経営体と対話を重ねることなどにより、当該経営体の目標や技術的・経営的課題の設定、課題解決状況の確認を行っています。また、より効果的な経営改善方法を検討するため、GAPやスマート農業技術の導入など経営改善方法別の効果分析も行っています。経営改善方法別の効果分析を実施するに際しては、「優良な経営体(目標を達成した経営体)」が課題解決に際して実施した取組内容や工夫についても整理しており、これらについては、次期計画において経営改善対象とする経営体の目標達成に取り入れていきたいと考えています。

(個々の経営の理念・目標を理解)

- ・ 「個々の経営の理念・目標を理解する」ことは、支援を行う経営体とスタートを同じくするということから必須と考えています。次期普及活動基本計画においても、引き続き、重点支援対象者を明確にするとともに、対象者の経営を決算情報などの客観的な情報から分析することに加え、経営者などからの意見を「傾聴」し、実態の把握や経営理念の把握に努めます。さらに「明文化」することにより経営者が自身で納得して取り組めるように促します。また、年度ごとに具体的かつ実現可能な目標を設定し、専門家等とも連携して、その達成に向けて取り組みます。

(GAP認証)

- ・ GAPは輸出の有無にかかわらず、今後、国内でも必須になっていくと考えています。茶については、既にGAP認証取得が顧客要求基準としてスタンダードになりつつあり、他の作物についても、今後、認証取得を求められる場面が広がっていくと考えています。また、GAPは経営改善のツールとして高い効果を発揮していることから、次期普及活動基本計画においても、引き続き、認証取得支援を行うとともに、指導員の育成を行います。

(法人化のタイミング)

- ・ 法人化の時期は、当該経営体の財務状況に加え、労働力など経営資源など総合的に判断することが必要と考えています。また、近年は経営継承のため、個人事業主からの

「法人成り」の相談対応も増えており、こちらについては、新旧経営者の経営に関する理念や生産・経営技術習得状況などについても判断基準とする必要があることから、法人化に向けた段階的な目標を設定し、その達成に取り組むことが重要と考えています。

(経営改善に効果的という感覚が分かりにくい、事務作業の軽減)

- ・ 法人化は経営改善の手段であることから、経営分析や経営者との対話などから、その目的を明らかにし、共有することから取り組みます。また、事務作業などについては、専門家の力も活用し、軽減に取り組みます。

基本計画名	(8) 産地の価値創造を担う茶業経営体の育成
-------	------------------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 園地の集積・団地化は、これからの重要な課題の一つです。まずは産地の中で実態を調査し、共有することが大切です。
- ・ 市場価格の低迷による経営悪化をどう改善するのか。茶カテキンの健康機能性は、広く知られているので、飲むだけでないお茶の利用も検討課題です。
- ・ G A Pを取得して、どのように経営が変わったのか？意識が変わったのか？収量が増えたのか？取引先が増加したのか？明確にしていきたい。また、G A Pに取り組んでいる農家と取り組んでいない農家との違いは、どんなものがあるのでしょうか。
- ・ 耕作放棄地になっている茶畑を再生し、有効利用を目指していきたい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(産地の中で実態を調査・共有)

- ・ 園地の集積・団地化の推進については、生産者はもちろん、J Aや市町など関係機関からなるプロジェクトチームを編成し、アンケート調査や個々の生産者へのヒアリング、それらを活用した園地マップ作成など実態把握に取り組むとともに、産地内で農地利用に関する話し合いの場をつくり、実態を共有します。

(市場価格の低迷による経営悪化改善、飲むだけでないお茶の利用)

- ・ 茶生産者の経営改善については、生産資材の見直しや省エネタイプの機械への更新等による生産コストの削減、新たな販路の開拓や販路に応じた生産方法の導入など、課題解決に向けた提案や情報提供に取り組めます。
- ・ カテキンなどの機能性成分は菓子などの食品だけでなく消臭剤や除菌シート、フィルター等様々な用途に使われています。しかし、機能性成分含有量の多い荒茶の生産には技術的な課題もあることから、引き続き、試験研究機関と連携して、生産技術開発と普及に取り組めます。

(G A P取得による経営の変化、G A P実施農家と未実施農家の違い)

- ・ G A P認証取得により購買単価が上乘せされた事例は確認されていないものの、認証された茶の需要量が増加していること、認証取得が実需者から「要望に応じてくれる生産者」として信頼を高めることにつながっていることから、販売先の確保に寄与していると考えています。また、G A Pは経営改善に有効で、導入した生産者では衛生管理や労働安全、コンプライアンス意識も向上しています。

(耕作放棄地になっている茶畑の再生)

- ・ 担い手が減少しており、優良茶園であっても、今後、すべてを維持することは困難な状況ですが、耕作放棄地化した茶畑を再生した事例もあることから、園地の集積・集約化推進の過程で関係機関とともに検討します。

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 果樹産地の多くは、担い手の高齢化・減少と樹園地の荒廃・縮小が進み、産地の構造改革は待ったなしの状況であるが、どのような産地像を目指すのかは、明確な目標が見いだせていません。産地として、目指す産地像が共有されることが重要です。
- ・ 産地農家の声を拾いながらリーダー経営体の育成への取組を評価します。
- ・ 果樹の「産地プロフィール」と類似の取組をJAグループ三重では「産地点検活動」として展開しています。JAの取り組む「産地点検活動」にも理解いただき、点検結果に基づく産地振興に普及センターも連携して取り組んでいただきたい。
- ・ 「産地プロフィール」を作成した産地数の現状の16や目標値の20が、全体の何%くらいの数字かわからないため、妥当な数字であるのかわかりません。
- ・ 栽培を始めてから収穫まで時間がかかるため、既存の樹を利用しながら新しい生産者に引き継いで行くことが大切です。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(めざす産地像の共有)

- ・ この4年間、各産地においてJAなど産地を主導する組織と連携し、生産者リストや園地マップなどの作成に取り組んだところ、多くの産地で将来の担い手が不足していることが明らかになりました。また、産地存続のためには、今後、生産量を維持するための仕組みづくりとそれを担う人材育成や労働力確保が必要であり、これらについては、産地ごとに「産地プロフィール」としてとりまとめています。
- ・ また、「産地プロフィール」では、「将来を担う中核農家を育成する(白鳳梨生産組合、伊賀市)」、「新品種「紀南1号」の作付面積増反により生産量を維持する(JA伊勢、御浜町)」、「基盤整備を活用した新規団地造成による産地規模を拡大する(JA伊勢)」など、産地の「めざす姿」も整理しています。
- ・ 「産地プロフィール」にとりまとめた「めざす産地像」や課題については、既に生産者はもちろんJAなど関係機関とも共有しており、今後も、日々の活動などの機会を活かし、常日頃から産地の課題などを共有しながら、「めざす産地像」の実現に取り組んでいきます。

(リーダー経営体の育成)

- ・ 産地の担い手を育成することは普及活動基本計画の最重要課題です。果樹分野では、単に経営が安定し収益が上がる経営体を育成するだけでなく、次代のリーダーとして産地を牽引できる人材を育成することが求められていると考えています。
次期普及活動基本計画でも、生産者や関係機関と「めざす産地像」などを取りまとめた「産地プロフィール」の共有を図るとともに、次代のリーダーとなる担い手の確保・育成に取り組んでいきます。

('産地点検活動'への理解と普及センターの連携)

- ・ 産地振興については、JAとの連携が非常に重要であると考えています。県がとりまとめた「産地プロフィール」については、産地に関係するJA職員から、「課題などを成文化することで自産地の課題をより明確に認識することができた」、「産地振興に向けた活動や組合員への説明場面で自信を持つことができた」などの評価をいただいております。

JAによる「産地点検活動」も産地振興に必要不可欠な取組と考えておりますので、今後とも連携をお願いいたします。

(妥当な数字)

- ・ 県内には、三重南紀のカンキツなど専業農家中心で構成されている産地、専業農家は少ないものの生産物が地域の特産物として根付いており組織活動が継続して行われている産地など、約40の産地があります。このうち、令和4年度まで16の産地で「産地プロフィール」の作成を終えたことから、次期普及活動基本計画では、未作成の地域に働きかけ、令和8年度までに半数の20産地における「産地プロフィール」の作成を目指しています。

(既存の樹を新しい生産者に引き継ぎ)

- ・ 既存の樹(圃場)、または園地の生産力を維持したまま、新しい生産者に引き継ぐには、管理が途切れる期間の無いようにすることが重要です。就農希望があった際には、これまでに取りまとめた園地マップや生産者リストを活用し、一事例でも多く、速やかに園地が引き継げるよう取り組んでいきます。

基本計画名	(10)花き花木生産を通して「心の豊かさ」を提供できる花き経営体の育成
-------	-------------------------------------

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ 消費者は、産地を意識して花を購入することは少ないと思います。そもそも食料農産物と違って、小売店頭には産地名が書かれていません。そのような実態を踏まえて、消費者あるいは実需者へのPR、販売促進活動は考えるべきです。
- ・ 物流問題は、個々の産地の取り組みだけでは解決できない問題ですが、待ったなしの問題のため、産地や生産者ができるところから対策を考えることが必要です。その場合に、より広い視野からの物流システムの在り方についても考慮しておくことも重要です。
- ・ 花きは、手ごろな価格と高級な価格があつて当然です。生活必需品ではないので消費者が選択できるような品目品種があるとよい。
- ・ 農薬不使用の食用花、レストラン用など将来性があるのではないのでしょうか。
- ・ 消費者に直接情報提供できるようになったことは大きな流通革命となっていると思います。他の作物でも行うことができるとよい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(販売促進活動の改善(実態を踏まえた消費者・実需者へのPRなど))

- ・ 切花には産地名が書かれていないので、消費者が三重県産を指名購入できるよう、部会で作成した「伊勢のバラ」といった商品タグを活用するなど、三重県産の切花を認知できる機会を増やすことを検討します。
- ・ 植木については、花き市場の関係者や実需者である買参人に、「県内にはどのような樹種が作られているのか」を知ってもらうことが大変重要と考えていることから、産地と連携し、展示会などの継続的な開催に取り組めます。

(広い視野からの物流システムの在り方)

- ・ 現在、南勢地域の生産者と物流会社とともに研究会を設け、新たな物流の仕組みづくりに取り組んでいます。物流に関する「2024年問題」は、南勢地域だけではなく、県内全域の問題と考えていますので、今後、南勢地域で行われている取組を県内全域に広げていきたいと考えています。
また、「物流」は、商品を市場へ運ぶことだけではなく、市場における取引方法、商品を取り扱う販売店などの実需者にも関係することから、物流網全体を広くとらえ、できるところから問題解決に取り組めます。

(選択できる品目品種生産)

- ・ 需要に応じた商品開発や新品種の導入ができるよう、令和2年度に販売店を対象に実施したアンケート調査の結果を生産者に提供しています。また、今後ホームセンター等を対象としたアンケートの実施を予定していますので、こちらについても結果に基づいた商品開発を生産者に提案していきます。

(農薬不使用の食用花、レストラン用)

- ・ 食用花(エディブルフラワー)については、愛知県豊橋市が一大産地で90%以上のシェアを誇っており、県内ではほとんど生産されていないことから、今後、県内における需要の把握や生産について検討します。

(消費者への直接情報提供)

- ・ 生産者から直接消費者へ情報を発信することは非常に重要と考えていることから、令和4年度には三重県花植木振興会植木部においてInstagramを活用した情報発信研修会を開催しました。SNSなどで直接消費者に情報を発信する生産者は増加していますが、取り組んでいない生産者もあることから、今後、こうした生産者に対しても、消費者に向けた情報発信を行えるよう支援していきます。

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ みどりの食料システム戦略の目標年次が2050年になっていることも踏まえれば、長期的な視点から取り組んでいく必要があります。
- ・ 今後の環境負荷軽減には、生産段階だけでなく、食品ロスの削減など、流通、消費段階まで通じた全体的な課題として取り組む必要があります。どこかに、そのような視点を取り入れる必要があります。
- ・ 気候変動などの環境の変化に対応できる土づくり、施肥改善、IPMなどは今後も大きな課題です。
- ・ 防除歴の普及など取り組み易いところからでよいので拡大を図っていただきたい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(長期的な視点)

- ・ 2050年目標の達成には、現在開発途上の革新的な技術導入が必要であるとされていますが、2030年の中間目標が設定されていることから、技術開発の進展など長期的な視野を持ちながら、現在ある技術や仕組みを活用し、2030年の目標達成に取り組んでいきます。

(全体的な課題としての取り組み)

- ・ 県では、環境と調和した農林漁業の実現をめざし、令和5年3月に「三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を策定しています。本計画において、生産段階のほか、食品ロスの削減など流通や消費段階における環境負荷低減にも取り組むこととしています。

(環境の変化への対応、取り組み易い技術の普及)

- ・ 環境負荷を軽減するためには、大規模な経営体だけでなく、小規模な農業者にまで広く環境負荷低減技術が普及することが重要であると考えています。このことから、スマート農業技術を活用した高度な環境制御技術の普及にも取り組むとともに、引き続き、土壌分析に基づく施肥改善、環境負荷軽減に配慮した防除歴の普及など、小規模な農業者においても取り組み易い技術の普及にも取り組めます。

1 評価委員会意見 (評価できる点と改善すべき点)

- ・ これからの畜産業では、飼料問題が最も大きな問題となってきます。また、資源・環境問題に対応した資源循環では畜産が重要な役割を果たします。耕種部門などとの連携がこれまで以上に重要です。当面の問題として、普及部門だけで対応できる問題ではないですが、飼料価格高騰への対応が喫緊に取り組むべき課題です。
- ・ エコフィードの取組に未来への希望を持ちました。主要指標項目の実績を評価します。
- ・ 日々購入する肉類にどんな飼料が与えられているのかを消費者が知ることで、需要が伸びてよいサイクルになるとよい。
- ・ 肉用子牛生産は何戸の農家で取り組んでいるのでしょうか。
- ・ たい肥のペレット化は畜産農家の大きな収入源になっています。ぜひ、作物との相性の検討を行っていただきたい。
- ・ アニマルウェルフェアについては、狭い場所にいることを解決することだけではないと思います。狭い中でも清潔な畜舎であることなどもつながると思います。
- ・ 松阪牛に代表される畜産経営を維持・拡大していくために国産飼料等の利用を増やし、循環型の生産を増やしていただきたい。

2 今後の対応策及び普及活動計画への反映

(耕種部門などとの連携)

- ・ 耕種部門との連携を促進するため、ホールクロップサイレージ(WCS)用稲や飼料用トウモロコシ等の栽培を行う耕種農家に対して、栽培技術や品種選定等の指導を行います。また、実証給与等を通して、稲WCSの酪農・肉牛繁殖農家における利用拡大、肉牛肥育農家における利用推進に取り組むとともに、耕種農家と畜産農家のマッチングにも取り組みます。さらに、畜産農家が生産する堆肥利用など、耕畜連携の仕組みづくりも推進します。

(飼料価格高騰への対応)

- ・ 世界的な気候変動や新興国での需要の高まりで輸入飼料価格が高騰し、畜産経営を圧迫していることから、価格補填等の支援が実施されています。しかし、価格高騰に加え、今までのように確実に調達・輸入できるのかという懸念もあり、国内、県内で家畜飼料として活用できる資源(飼料作物やエコフィード)を最大限活用するという安全保障の観点からの対策が急務と考えられています。安全保障上の問題については、普及センターだけで対応できる内容ではありませんが、次期普及活動基本計画では、全畜種を対象に飼料作物やエコフィードの利活用を推進するなど、飼料の安定的な確保・供給に取り組みます。

(主要指標項目の実績を評価、消費者が知り、需要が伸びる)

- ・ 次期普及活動基本計画では、エコフィードを輸入濃厚飼料や穀類の代替として利用ができるよう、食品循環資源排出業者と畜産農家のマッチング、畜産物の品質や機能性の評価などによる食品製造副産物を中心としたエコフィード給与技術の確立、養豚だけでなく酪農や肉牛での利活用の推進に取り組むこととしています。
- ・ また、養豚においてはこれまでに地域から排出される植物性の食品製造副産物(モルト粕)を活用して、新たなブランド豚肉として販売が始まっています。この取組のように、自給飼料やエコフィードを活用して畜産物を生産することは、単に飼料コスト低減だけでなく「地域産の安全な飼料を給与して生産した畜産物」として消費者にアピールすることも可能と考えておりますので、引き続き、消費者に畜産を理解していただくためにも自給飼料を推進していきます。

(肉用子牛生産は何戸の農家)

- 令和4年度に肉用子牛生産に取り組んでいる農家は51戸です(中央普及センター調べ)。内訳は、繁殖専業が12戸、繁殖肥育一貫が28戸、酪農家の受精卵移植活用が11戸です。

(ペレット化された堆肥の作物との相性検討)

- ペレット化された堆肥は利用しやすく、耕種農家の需要も大きい一方、ペレット成型機は高額で、多くの畜産農家が導入できるわけではありません。そのため、ペレット化を希望する畜産農家に対しては、補助事業の活用など必要な支援を行います。また、「堆肥のペレット化」ではありませんが、栽培する作物に応じて肥料養分設計を行い、「堆肥と化学肥料をブレンドする混合肥料」の生産を始めている養鶏農家があります。今後は、土壌肥料や各作物担当の普及指導員と連携してこのような取組についても支援していきます。

(アニマルウェルフェア)

- 農林水産省は、国際獣疫事務局(OIE)が示した指針も踏まえ、畜種ごとに作成され、(公社)畜産技術協会が公表している「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等の普及に努めており、現時点ではこの「飼養管理指針」の則った家畜管理を実施することが重要です。
- 「飼養管理指針」の中には、各家畜において目標とする飼養スペース等だけではなく、畜舎環境についての指針があり、また、一つの指針を実施するだけでなく、総合的に家畜の快適性を確保することが重要であると定められています。しかし、国土が狭く集約的な畜産が行われている日本では、アニマルウェルフェアの理念は理解できても、費用対効果などの点から必ずしも積極的な取組ができていないことも事実です。努力目標で終わることがないように、国民的な議論や合意が得られることを期待しています。

(国産飼料等の利用)

- 「みどりの食料システム戦略」やSDGsが目指しているとおり、持続的な畜産経営のためには、国産・県産飼料の活用や循環型畜産の確立が必須です。このことを念頭に普及活動に取り組んでいきます。